

専決処分について (青森市市税条例の一部改正について)

1 専決処分について

- ・「令和 3 年度税制改正大綱」を踏まえた「地方税法等の一部を改正する法律案」が令和 3 年 3 月 26 日に成立し、同年 3 月 31 日に公布された。
- ・今回の改正では、令和 3 年 4 月 1 日から施行する部分のうち、固定資産税と軽自動車税の項目について「青森市市税条例の一部改正」が必要であったことから、専決処分により、「青森市市税条例の一部を改正する条例」を制定したものである。

2 専決処分による改正項目について

(1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置

負担調整措置・・・市町村・土地間での評価額のばらつきを均衡化するため、地価公示価格の 7 割を評価額の目途とし、税負担の不均衡をゆるやかに是正する措置。

- ・適用期限が「令和 2 年度まで」とされているが、現行制度の仕組みを令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間延長する。
- ・新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和 3 年度に限り、地価上昇により税額が増加する土地について、令和 2 年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

(2) 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減（税率を 1% 分軽減）

環境性能割・・・自動車取得税が、消費税率引き上げ時の令和元年 9 月 30 日をもって廃止されたことに伴い、10 月 1 日から導入された。

この改正に伴い、毎年 4 月 1 日の所有者に課される従来の軽自動車税は、令和 2 年度から「軽自動車税種別割」に名称が変更された。

- ・軽自動車税環境性能割は、軽自動車の取得時に課され、税率は環境性能に応じて決まり、環境性能に優れた車ほど軽減される仕組みとなっており、現在、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、令和 3 年 3 月 31 日までに軽自動車を取得した場合、環境性能割の税率を 1% 分軽減しているが、適用期限を 9 か月延長し、令和 3 年 12 月 31 日までに取得したものを対象とする。

※【環境性能割の臨時的軽減の期間】

R1. 10. 1～R2. 9. 30 消費税率引上げにあわせた需要変動の平準化に向けた措置

R2. 10. 1～R3. 3. 31 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

R3. 4. 1～R3. 12. 31 令和 3 年度税制改正

新型コロナウイルス感染症の状況や経済動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案した措置